

## 令和元年 12 月定例会

### 上田市の防災についての質問

- ・ 台風 19 号について
- ・ 今後の防災強化について

#### ◆ 8 番（井澤毅君）

通告に従い順次質問させていただきます。まず初めに、台風第 19 号の被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

10 月 12 日から上田市を襲った台風第 19 号は、上田市が今までに経験したことのない大きな傷跡を残してきました。近年日本全国で毎年のように大きな災害が発生し、特に地球温暖化による異常気象が原因とされる大雨災害は、その発生頻度も高まっていると感じています。その中において高い山に囲まれた長野県、中でも上田市は大きな災害とは縁のない安心、安全なまちだと、どこか人ごとであった災害に対する意識の甘さを自分自身大いに反省するとともに、今回の経験を意味のあるものとして今後に生かしていかなければならないと強く感じているところでございます。そして、改めて減災の取り組みの重要性を痛感するとともに、自助、共助の大切さを強く感じたところであります。

まず、避難所運営について幾つかお伺いします。今回の台風第 19 号では、12 日の夜には 42 カ所の避難所において約 2,500 人もの方々が避難されたとのこと。改めて避難所について確認したのですが、災害ハザードマップも誘導看板も非常にわかりにくいものだと感じました。

先ほどの斉藤議員の質問への答弁にもあったように、上田市では 72 カ所の指定緊急避難場所及び指定避難場所があり、土砂災害、洪水、地震、大規模な火事、火山現象と 5 つの災害に種別し、起こった災害によって避難できる場所とできない場所に分かれています。今回何カ所かの避難所を確認しましたが、道路等に設置されている避難誘導看板には広域避難所と書かれているだけで、この避難所はどの災害において安全かの判断はできないのが現状です。避難所の建物にもそういった表示はされていませんでした。また、今回のような洪水については 2 つに分けられていて、米印 1 は 100 年に 1 度程度発生する降雨を想定、米印 2 は千曲川流域で起こり得る最大規模の降雨を想定といったとても理解しづらい表記となっています。観光客や地元でない人にとっては急な災害時どこに避難すればよいかの判断はできないと思います。

そこで、お伺いします。上田市地域防災計画で示す指定緊急避難場所及び指定避難場所の災害種別表示は適正であるかお伺いして、第 1 問といたします。

#### ◎ 総務部長（中村栄孝君）

上田市地域防災計画で示す指定緊急避難場所及び指定避難場所の災害種別表示は適正であるかのご質問をいただきました。先ほどの斉藤達也議員の答弁でも一部お答えしたところでございますが、指定緊急避難場所及び指定避難所の位置づけにつきましては、災害対策基本法の見直しに伴って明確に区別され

た経過がございます。この法律の見直しによりまして、市町村長は洪水や地震など災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を指定緊急避難場所として、また想定される災害の状況や人口の状況等を勘案した上、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定し、あらかじめ住民に周知しなければならないとされております。

これを受けまして、市では指定緊急避難場所 72 カ所と指定避難所 65 カ所を指定したところでございます。指定緊急避難場所及び指定避難所に係る市民等への周知につきましては、運用開始に合わせて広報紙、市のホームページへの掲載のほか、各自治会の自主防災組織の長を対象としたリーダー研修会や出前講座、上田市防災訓練など機会を捉えて周知を図ってきたところでございます。

また、指定した各施設や場所への覚知看板の設置につきましても、既存の看板の表示内容の変更や新規の看板の設置を現在順次進めております。上田市地域防災計画にてお示ししております指定緊急避難場所や指定避難所に係る災害種別による開設の可否につきましては、指定段階の状況を踏まえ、国の基準に沿って精査し、適正に定めたものでございますが、今回の台風の状況あるいは施設整備、国、県等が公表する浸水想定区域、土砂災害警戒区域の見直し等を踏まえまして随時指定を見直す必要があると考えております。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設の可否を災害種別により区分し表示することで、避難場所や避難所についてお知らせすべき情報が複雑となり、情報を受ける側となる市民等が今までと比べてわかりにくくなったとも考えております。これを受けまして、指定緊急避難場所や指定避難所の指定の考え方、避難勧告などの避難情報の発令等において開設をする避難場所や避難所の周知の仕方につきまして、平常時より出前講座や各種研修会などを通じて市民等への丁寧な説明に心がけるとともに、避難場所や避難所となる各施設や場所に設置する覚知看板の表示内容についても、見やすさ、わかりやすさに配慮することで市民等のスムーズな避難行動につなげられるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ◆ 8 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。避難所の一覧表を見ますと、例えば川西小学校と浦里小学校は洪水の米印 1 だけ三角、全く同じ表記となっております。しかし、今回の災害では川西小学校は避難所とはならず、片や浦里小学校は 12 日も 13 日も市役所の方が 2 名ずつ来られて避難所として開設していました。こういったことも非常に理解しづらいことだと思います。

また、先日もとあるところでのこの台風被害について上田市災害ハザードマップを見ながら話をしていたのですが、おかしな点があって確認したところ、その冊子は改訂前の 2016 年 3 月のものでした。ですので、間違えるのも無理はないと思いました。2016 年 3 月の初回版と 2019 年 4 月の改訂版では表紙が全く同じでございます。右上に括弧書きで「2019 年 4 月改訂」と小さく書いてあるだけで、ぱっと見全く同じものに見えてしまいます。必要があったから改訂したというわけだと思います。誰が見ても改訂し

た最新版だとわかるような工夫が必要だと感じました。少なくとも表紙が同じであれば、それも危機管理がなっていないと言われても仕方ないのではないかと思います。

それと、この週末、先日なのですけれども、私が上田市のホームページ、改めて千曲川の洪水ハザードマップ印刷したのですけれども、ちょっと違うところがあるなということに気がついて見直したところ、ホームページの中にこの千曲川の洪水ハザードマップ2種類あることに気がつきました。それは、上田市防災ハザードマップの37ページから40ページの千曲川洪水ハザードマップと、千曲川浸水想定区域のページから開く千曲川洪水ハザードマップ、これは市からの避難情報で、何か所か表記が違います。そして、避難所も3カ所載っているものと載っていない、異なって、通し番号も違っております。何かの間違いがあったのだと思いますが、市民の皆さんに提供する情報というのは常に正しく、新しくなければならぬと思うので、この辺も急ぎ確認していただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。備蓄倉庫の設置、開設についてお伺いします。設置場所についてお伺いします。上田市地域防災計画資料編を見ますと、備蓄倉庫は市内19カ所となっています。備蓄場所を改めて確認してみますと、約4分の3の場所は何らかの災害により避難場所として使用することができない状況となっています。危機管理の面から見ても備蓄倉庫はハザードマップの危険エリア内ではなく、安全と考える避難場所とするべきと考えますが、備蓄倉庫の設置場所は適切であるか、また避難所を運営した際に支障なく使用することはできたかをお伺いしたいと思います。

#### ◎総務部長（中村栄孝君）

備蓄倉庫の設置場所あるいは避難所を運営した際に支障なく使用できたかとの質問にお答えいたします。災害発生直後の市民等の生活を確保するための物資を保管する備蓄倉庫につきましては、上田地域に13カ所、丸子地域に4カ所、真田地域に2カ所、武石地域に1カ所、合計20カ所現在配置しております。この備蓄倉庫の配置場所につきましては、上田市地域防災計画において指定避難所における備蓄倉庫の整備に努めるものとされておりまして、指定している施設の敷地内や隣接地等を中心に、効率的な在庫管理や各地域のバランスを考慮する中で現在の状況となっております。市といたしましては、備蓄倉庫内の備蓄品の点検は定期的に行う必要がございます、特に食料や飲料水など有効期限のある物資の品質管理や発電機などの資機材に係る維持管理については煩雑で、かつ効率的、経済的な面からも集中的に物資や資機材の管理をする体制を採用してまいりました。

今回の台風災害におきましても、市内の備蓄倉庫の中でも基幹倉庫としての役割を担います上田城跡公園管理事務所に隣接します備蓄倉庫においては、他の備蓄倉庫の備蓄物資品の補完、補充や避難者の多い指定避難所への備蓄物資の搬送等を実施するとともに、開設した指定避難所に併設された備蓄倉庫につきましては、避難所運営に従事した市の職員によって施設管理者の協力のもと備蓄品の使用がなされたところでございます。

避難所運営時における備蓄品の使用がスムーズにできたのかというご質問でございますけれども、備蓄

倉庫の配置場所が適切であるのかといった備蓄体制に係る点につきましては、今回の台風災害の検証作業を今後進める中で必要な見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆8番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。地震等の災害と違って今回のような台風による災害の場合は状況が刻一刻と変化していく中で、避難所を開設したり、避難時間も長くなったりするわけです。今回も台風が接近し、風雨が強まる中、備蓄場所まで備品を取りに行き、ほかの避難所まで運び込むという大変ご苦労されたというお話も聞いています。今回の災害でも避難中に負傷された方がいらっしゃいましたように、暴風雨の中の移動は大変危険を伴います。このような危険は想定できることであり、減災の一策としてハザードマップの危険エリア内にある備蓄倉庫は一刻も早く安全な避難場所に移していただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。防災センターについてお伺いします。防災センターの設置場所は適切であるか、また支障なく使用することができたか、以上お伺いして、第3問といたします。

◎消防部長（越浩司君）

防災センターの関係につきまして答弁させていただきます。まず、防災センターにつきましては、上田地域に東部地区、南部地区、城下地区、川辺・泉田地区、川西地区の5カ所がございまして、管理につきましては、上田市防災センター条例の規定に基づき指定管理者が行っております。建設の経緯につきましては、いずれの施設も地域のコミュニティー機能をあわせ持つ施設としまして、集会施設の建てかえ等と並行して防災基盤整備事業債を活用して平成16年度まで建設しておりました。当該整備事業債が平成19年度に廃止されて以降の建設はございません。

避難所としては、川辺・泉田地区防災センターが上田市の指定緊急避難場所及び指定避難所として、東部地区、南部地区、川西地区の各防災センターについては、自治会からの申し出によりまず第一次避難場所として指定されております。城下地区防災センターは、避難場所としての指定はございませんが、第一次避難場所へ避難する前に隣組程度が避難する初期避難場所などに活用されております。このうち川西地区防災センターは土砂災害警戒区域内に、また南部地区防災センターと城下地区防災センターは千曲川の浸水想定区域内に位置しておりますが、第一次避難場所となっている市内の施設等は、川西地区防災センターなどに限らず土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に多数存在している状況でございます。

しかしながら、防災センターや自治会館などは住民みずからが行う防災活動の拠点の一つであると捉えることができるとともに、指定緊急避難場所は切迫した災害からの緊急的に避難する施設または場所として、指定避難所は被災者等を一定期間滞在させる場所としての施設でございます。こうしたことから、防災センターは土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に存在しているなど課題もございしますが、おおむね地域の状況に即した適切な場所にあるものと捉えております。避難場所として支障なく使用することができたかという点につきましては、現在避難所として使用した地区防災センターの指定管理者に対しま

して避難所運営についてのアンケート調査を実施しているところがございますので、本調査の結果を検証する中で必要な対応につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆8番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。上田市防災センター条例によりますと、地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制の確立を図るため防災センターを設置するとあります。防災センターは文字どおり防災に強い建物であり、地域の防災の拠点という思いが私初め多くの市民にはございます。

今回改めてハザードマップを見てみますと、5つある防災センターのうち2カ所が危険エリア内となっております。今回の災害に当たり広域避難場所に指定されているのは川辺・泉田地区防災センターだけだとわかり驚いております。建設の経緯等いろいろあると思いますけれども、防災センターには消防団詰所やポンプ庫が併設されている状況でございます。先ほどお伺いした備蓄倉庫と同じく、今後安全な場所への検討をしていただければと思います。

次の質問に移ります。このたびの台風第19号では千曲川左岸の堤防護岸が大きく削り取られ、決壊寸前となってしまったわけですが、削り取られた場所は低水護岸で、高水時の対策はされていなかったように思われます。市の管轄でないことは承知しておりますが、上田橋付近の右岸は堤防道路まで護岸整備されている箇所も見受けられます。千曲川右岸と左岸の護岸の強度と今後の整備の見通しについてお伺いします。

◎都市建設部長（藤澤純一君）

千曲川の堤防の強度と今後の整備の見通しについてのご質問でございます。台風19号に伴う大雨により千曲川に設置された生田観測所では、ピーク時には氾濫危険水位である5.0メートルを上回る5.87メートルとこれまでの最高水位を記録し、計画で想定していた水位を超える記録的な出水となりました。

これにより国分地区では越水による浸水被害が発生し、諏訪形地区では左岸堤防が延長約300メートルにわたり欠損するとともに、上田電鉄別所線千曲川橋梁の橋台が流出、落橋し、道路や鉄道に甚大な被害が発生いたしました。特に千曲川左岸堤防の欠損につきましては、城下地区及び川辺・泉田地区の一部自治会に対しまして、堤防の安全性が確認するまでの間2週間以上にわたり避難指示が継続されるなど、市民生活に大きな影響が生じたところでございます。

堤防欠損の原因といたしましては、国において設置されている千曲川堤防調査委員会におきまして現在原因究明や被災メカニズムの検証が行われているところでありまして、今回の出水によりこれまで水衝部でなかった箇所が新たに水衝部となり、浸食により生じた護岸底部の洗掘が主要因となったことが推察されるとの報告がされております。ご質問の千曲川右岸と左岸の護岸の強度についてでございますが、基本的な構造や強度は右岸、左岸とも同等であると認識しておりますが、護岸の改修時期の違いや近年

の施工技術の向上等もありまして、千曲川に限らず他の河川におきましても全ての堤防が一律に同じであるとは言えない部分があると推測しております。

また、長い河川整備の経過、歴史がある中で、堤体内部の構造につきましては不明確な部分もあることから、国において平成 26 年に策定されました信濃川水系河川整備計画では、堤体漏水や土砂流出が発生しないよう、整備の優先度を検討した上で浸透対策を実施し、安全性を確保するとされております。国における今後の整備の見通しにつきましては、河川整備計画に基づき堤防整備や河道掘削による流下能力不足の解消などの整備が実施されるものと認識しておりますが、現在の整備状況や上下流及び本川と支川の整備バランス等を総合的に勘案し進めるとのことでございます。

市内におきましては、本計画に位置づけられている必要な対策として、今回越水による浸水被害のありました国分地区の築堤護岸整備が位置づけられており、早期整備について上田市も含めた県内の千曲川流域 5 市 2 町から成る千曲川改修期成同盟会等を通じ今後も引き続き国に要望してまいります。あわせて、計画の目標に掲げる災害防止と治水安全度の向上に向け、市といたしましても国と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◆ 8 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。10 月の台風第 19 号においては、長野市で決壊した場所は堤防の工事も終わったばかりの箇所、市長も想定外だったと言っておられました。上田市においては千曲川左岸の堤防が決壊寸前の危険な状況となったわけですが、今後同じような大雨に見舞われた場合、右岸、左岸関係なく堤防決壊の危険性があるということがわかりました。

次の質問に移ります。上田市地域防災計画の災害予防計画の第 1 節、風水害に強いまちづくりの中に次のように明記されています。総合的、広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地滑り、土石流、崖崩れ等による風水害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進と明記されています。どのような計画であれ、市民の生命、財産を守ることに配慮することはごくごく当たり前のことでございます。

ことし 3 月に策定された上田市立地適正化計画の中にも、誰もが安全で安心して生活できるようにさまざまな災害による被害をできる限り少なくするとともに、全ての人々が安全、快適に移動できる公共交通や歩行空間などの充実を進めます。市民が住み心地のよさを実感できる豊かな自然環境や歴史、文化資源に調和した良好な住環境の保全、形成に取り組み、豊かな自然、文化に触れ合える安全、快適に暮らせる都市を目指しますと書かれています。

しかし、上田市立地適正化計画における上田居住誘導区域は、右岸の一部と左岸においてはほとんどが千曲川洪水ハザードマップでは 5 メーターから 10 メーターの浸水想定区域であり、家屋倒壊危険区域となっております。千曲川洪水ハザードマップが発表されたのが平成 28 年 5 月です。上田市立地適正化計

画はことしの3月に策定されました。ハザードマップは生かされなかったのでしょうか。上田市はハザードマップの危険エリア内に市民の居住を誘導するのでしょうか。今回の台風第19号の大きな災害を経験した今、この立地適正化計画の居住誘導区域は見直すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

◎都市建設部長（藤澤純一君）

台風19号の被災状況を考慮した居住誘導区域の見直しについてのご質問でございます。ことし3月に都市再生特別措置法に基づき策定、公表いたしました立地適正化計画は、上田市都市計画マスタープランに準拠したコンパクトシティーの形成を推進するために特化した計画で、マスタープランの高度化版として位置づけております。この立地適正化計画における居住誘導区域の範囲につきましては、都市の機能を維持するために必要となる病院や学校、大規模店舗等の立地を誘導する都市機能誘導区域を含めその周辺において設置することとされており、急激な人口減少の中、生活サービスや地域コミュニティーが持続的に確保される見通しのある範囲としております。また、計画における居住誘導区域は強制的に居住誘導するものではなく、都市機能誘導区域がにぎわいと利便性を保ち続けることによって居住を誘導するインセンティブとなり、居住者の自由な意思で居住地を選択する緩やかな誘導の中で人口密度の維持を目標としております。

このことから、中心市街地の外縁部や幹線道路に沿って急激に発展し、良好な住宅地が形成されている地域を含めた範囲を2035年の目標であります基準年における人口密度の維持が可能な地域として居住誘導区域に設定いたしました。立地適正化計画の中での災害に関連する居住誘導区域の設定に対する考え方でございますが、都市計画運用指針におきまして、土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域、地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域等は原則として含めるべきでないとしております。また、土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域、水防法に規定する浸水想定区域においては、学校や社会福祉施設等の要配慮者利用施設が含まれる場合は、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害の防止や軽減するための施設整備状況等を総合的に勘案し、居住誘導区域を設定することとしております。

上田市の居住誘導区域の中には浸水想定区域や土砂災害警戒区域が含まれておりますが、これらの区域における開発行為や建築物等の建築行為を制限していないこと、地域防災計画においてハザードマップの作成や避難勧告等発令時の避難誘導、避難所の開設等警戒避難体制の整備により減災に努めていることなどにより、居住誘導区域に設定しているところでございます。

しかしながら、近年は全国的に大規模な地震、集中豪雨、土砂災害等多発する傾向が見られ、上田市におきましても先般の台風19号による今まで経験したことのない災害が発生いたしました。今後の立地適正化計画の見直しにつきましては、さきに述べました目標達成に向けておおむね5年ごとに必要に応じて行うこととしておりまして、人口動態調査やこの計画に義務づけている届け出内容等を分析するとともに

に、居住誘導区域における災害リスクや避難体制の整備状況等の確認、また国の動向も踏まえまして総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆8番（井澤毅君）

なぜこのような計画が立ってしまうのかということも非常に不思議でございますし、このような事態があった中においてまだそういったことをすぐに見直すという答弁がいただけないということについても私は非常に疑問を感じております。ちょっと時間がないので、その辺はまた別の機会に詰めさせていただきたいと思います。

なぜこういった矛盾なことが起こるかということなのですけれども、上田市の都市計画を立てる前の上田都市計画基礎調査報告書が2017年、平成29年3月に出されています。都市計画基礎調査の目的というのは、都市計画に関連する事項の現況及び将来の見通しを調査し、都市化の動向を定量的に把握することとなっています。その中に災害という項目があり、そこには本市においては過去10年間に大規模な災害は発生していないが、近年豪雨による災害はふえているとだけ書かれているだけで、千曲川洪水ハザードマップの深刻な想定については全く触れられていない状況でございます。

短期的な防災計画を想定する地域防災計画と長期的な都市の将来像を示す都市計画マスタープランとは、その内容について十分な連携は難しいと言われております。その間を双方向につなぐものとして防災都市づくり計画を策定してはどうでしょうか。今後頻度を増して起こるであろう大規模災害に備え、防災を明確に意識した都市づくり、まちづくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくり、まちづくりの基本方針及び具体的施策として、国土交通省においても防災都市づくり計画の策定を推進しております。今回の災害を教訓として上田市においても防災都市づくり計画を策定してはどうかとお伺いさせていただきます。

◎都市建設部長（藤澤純一君）

防災都市づくり計画についてのご質問でございます。現在の上田市の防災計画といたしましては、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めた主に短期的な施策として災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し対応しております。また、都市計画における防災計画といたしましては、長期的な都市の将来像を示す都市計画マスタープランに位置づけており、その都市像を市民にわかりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向づけをしているところでございます。

このような状況の中、近年多発している大規模な地震、台風等に伴う集中豪雨や土砂災害、土砂崩落等の災害に対しまして、都市計画区域において防災に特化した計画として議員ご指摘の防災都市づくり計画がございます。従来の都市防災の課題は大震災を教訓とした大規模火災対策でありましたが、防災都市づくり計画の考え方は、災害に対する減災を徹底し、ハード、ソフトを組み合わせた災害に強い地域づく



りを目標としております。

具体的には、地区レベルにおいて災害リスク情報や課題を整理し、防災、減災を基本的な方針として計画に位置づけ、防災に資する都市計画事業等を実施するとともに、計画段階から多様な主体と連携し、災害リスク情報を共有することで自助、共助の取り組みを推進し、災害に対して住民意識を高め、地域防災力の向上を図る計画としております。今後も想定される大規模な災害において、行政だけでなく、市民の皆様が災害リスクを理解していただくことが必要であると考えておりますので、防災都市づくり計画につきましては、先進事例や他市の状況を確認しながら今後研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ◆8番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。地球温暖化による異常気象が原因とされる大雨災害はこれからさらに深刻になっていくと考えられます。防災都市づくり計画の策定と防災を明確に意識した都市づくりを推進していく必要を訴えて、次の質問に移ります。

市長は避難勧告等を発令する権限はありますが、この避難勧告等は強制力を伴っておらず、あくまで災害時においては自助が基本となります。住民みずからが周囲で生じている状況、行政機関等から提供されている降雨や河川水位等の時系列の情報等の状況情報から判断して主体的に避難することが不可欠です。このためには自分が住んでいる場所等に関する災害リスク、地形等を踏まえた災害ごとの適切な避難行動について事前に確認しておくことが重要となります。住民一人一人が自然災害に対する心構えと知識を備え、いざというときには避難勧告等だけでなく状況情報をもとにみずから考え、適切に行動できるようにするための施策を強力に推進していく必要があります。

そこで、国土交通省も進めている「まるごとまちごとハザードマップ」の実施を提案いたします。これは、居住地域を丸ごとハザードマップと見立て、生活空間である町中に水防災にかかわる情報を表示する取り組みです。例えば、千曲川流域地域であれば、洪水時予想される浸水深に関する情報であったり、その場合の避難所であったり、避難誘導に関する情報を表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに、災害発生時には命を守るための主体的な避難行動を促すことにつながります。国土交通省の「まるごとまちごとハザードマップのすすめ」の中では、実に約84%の人が実施することに対し、よいと思うと回答しています。そして、昨年9月時点で全国181、13.5%の自治体で実施されているとのこと。今後の防災、減災の取り組みの一つとして「まるごとまちごとハザードマップ」は大変有効と考えるが、見解をお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

#### ◎総務部長（中村栄孝君）

「まるごとまちごとハザードマップ」についてご質問いただきました。議員ご指摘のとおり、「まるごとまちごとハザードマップ」は、洪水ハザードマップの普及促進や住民の水害に対する危機意識の醸成、避

難所等の認知度の向上を図ることを目的として、生活空間であるいわゆる町中に過去に発生した洪水や津波の浸水深や洪水等が発生した場合の想定浸水深、避難所の情報などを看板等に表示して設置する事業でございます。この事業は、国土交通省が平成 18 年度にそれまで各地でさまざまなデザインや様式で表示されておりました過去の水害や洪水被害を示す看板等の方式を統一する手引きを作成したのが契機となっておりまして、長野県内では飯山市と須坂市、長野市で設置されております。飯山市におきましては、過去に洪水による被害を受けた経験を持ったことから、千曲川河川事務所と飯山市との連携により設置してございます。また、須坂市におきましては、平成 20 年度に千曲川河川事務所のモデル事業ということで設置しておりますし、長野市では長沼地区等に設置されたと聞いております。

上田市におきましては、「まるごとまちごとハザードマップ」という形ではございませんが、平成 29 年 6 月に中電興業株式会社上田営業所と電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定を締結して、市民や観光客等の来訪者の方に指定緊急避難場所をお知らせする看板の設置を順次進めておりまして、現在スポンサーである企業のご協力によって市内 188 カ所に設置されております。

上田市では「まるごとまちごとハザードマップ」のように想定浸水深や実績浸水深を表示する看板等は設置してございませんが、市民の方がふだんから自宅周辺等の水害リスクを認知する上で大変有効な手段の一つと考えております。今後今回の台風 19 号災害や県による河川の浸水想定区域の見直し等を踏まえて指定避難所の見直し等に取り組む必要がございますが、市民に対して平常時から水害リスクに対する意識を高め、災害発生時には命を守るための主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめるための取り組みを進める中で総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。